

## 水道事業の技術的な連携に関する基本協定について

会津若松地方広域市町村圏整備組合  
会津若松市上下水道局  
会津坂下町  
会津美里町

### 1 協定目的

本協定は馬越浄水場を運営する会津若松地方広域市町村圏整備組合用水供給課と同浄水場から受水する3つ水道事業体間（会津若松市、会津坂下町、会津美里町）が、水道法などの広域連携の推進施策に基づき、水道事業に係る技術的業務の連携を強化し、相互補完による相乗効果を発揮させることで同一流域内の水道事業を将来にわたって持続的かつより円滑な事業運営に資することを目的とする。

### 2 背景と必要性

○水道技術は、水道事業の市町村経営の原則の下で各事業体が独自の工夫や職員の世代間の継承をもって支えてきた。しかしながら近年、水道事業体における技術職員の減少等に伴い、将来的に技術力の低下と水道事業の持続に影響すると危惧されている。

○4水道事業体共通の課題として、中堅職員の高齢化や水道技術者の確保が困難な状況により、これまで以上に技術力を維持していく対策を講じる必要があるものと捉えております。

○国は、将来にわたり持続ある水道を目指す（水道事業の基盤強化）ために平成30年に水道法を改正し、市町村区域を超えた事業者間の連携の必要性について示した。また県においては令和4年度に水道広域化推進プランを策定する予定であり、圏域ごとに広域連携の推進の具体策と実施のサポートを行っていくこととしている。

○これらの背景から水道の技術継承の取組を市町村の枠組みから地域の枠組みへ拡大させ、県水道広域化推進プランにあわせて、事業体同士が連携して行うことは地域間の水道技術の共通化と水道基盤の強化に繋がるものと期待できる。よって地域の共通課題である「水道技術」に着目し4事業体との技術連携の実施を行っていくために協定を締結するものです。

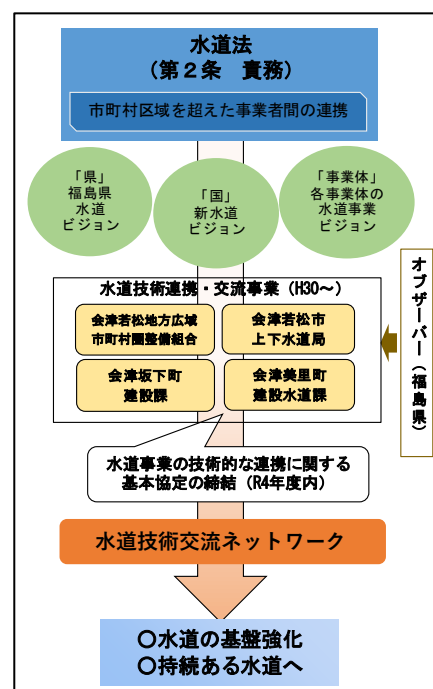


図1 連携事業の方向性

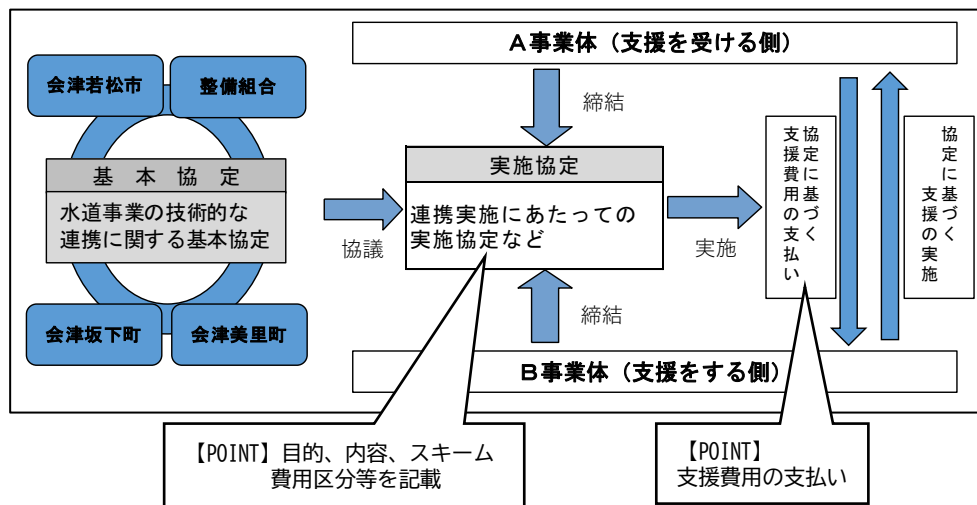
### 3 技術的な連携の内容及び連携スキーム具体例

本協定の目的を達成するための具体的な内容について、現在想定している連携内容と連携スキーム例は次のとおりです。

#### (1) 連携内容

<b>1. 水道施設の設計または施工監理などに関する連携</b>	
具体例	・水道工事や設計委託における監督員への技術的支援や助言など。
<b>2. 水道施設の更新事業や維持管理業務などの事業実施に関する連携</b>	
具体例	・水道管の更新工事や維持管理の業務（漏水調査や施設点検等）の共同発注など。
<b>3. 緊急時における連携</b>	
具体例	・漏水修理時の資機材の一時的な賃借。 ・応急給水支援（小規模な事故等に限る。）
<b>4. その他協議により合意した技術的な内容に関する連携</b>	
具体例	・職員研修や技術勉強会の共同開催や相互参加。 ・保有修理材料の共同把握や施設見学などによる情報共有化など。

#### (2) 連携スキーム例（上記1の場合）



### 4 技術連携の効果

#### (1) 共同発注によるスケールメリット

先進的な漏水調査や管路診断など、業務を共同発注することにより、調査面積等が拡大され、委託価格が下がるなど、スケールメリットが発揮される。

#### (2) 技術支援による人材育成等

水道施設の工事等における監督員への技術支援を通して、人材育成や管理体制の強化を図ることが可能となる。

(3) 情報共有化による緊急時対応

保有資材や施設の現状を共有化しながら意見交換等を実施することで、緊急時においてスムーズな対応が図ることが可能となる。

5 全国の水道事業体の技術連携協定の事例

(1) 札幌市水道局は江別市、小樽市、北広島市と「連携協力に関する基本協定」を平成27年に締結をしている。

(2) 北九州市上下水道局は3市4町1組合と「技術協力協定」を平成23年から段階的に締結をしている。

※上記①②ともに災害時の相互応援や職員研修の共同開催、システム共有化などのソフト連携から緊急連絡管の共同施設整備のハード連携を行っている。

※県内では災害時の応援協定の事例は多数あるものの、技術連携に特化した協定事例は無い。